



- (5) 訓練開始
  - ア 認定者：潜水隊員訓練実施表に基づき訓練
  - イ 未認定者：段階別潜水隊員育成訓練実施表に基づき訓練
  - ウ 安全監視員：潜水業務記録表の記入（メモ書き）
- (6) 訓練終了後、健康チェックシート（潜水業務後）及び潜水業務記録表の作成
- ※ 作成様式一式は消防署長へ提出

## 5 消防組織としての取組

- (1) 消防署長による面談
  - ア 3人 各1回
  - イ 訓練参加者全員に、声掛けを行い体調不良、不安要素及び訓練の進捗状況等を聴取
- (2) 潜水訓練後、訓練内容について振り返りシートによる共有（消防署長及び訓練参加者全員）
  - 6月 4回 ※原則：毎月2回以上
  - 7月 6回
  - 8月 4回
- (3) メンタルヘルス及び健康診断等
  - ア 6月、訓練事故に係る消防職員を対象とした惨事ストレスチェックの実施（事故直後及び1か月後に実施済み）
  - イ 水難救助活動計画に基づく健康診断（高気圧作業安全衛生規則38条）
    - 1回目：9月、29人予定 ※年2回実施
  - ウ 相談窓口（消防総務課人事企画係長）
    - 相談1件 消防総務課長及び消防署長が協議して対応
- (4) 総務省消防庁通知の対応
  - ア 令和6年7月9日付け 福岡市、プールで訓練中の死亡事故
  - イ 令和6年8月1日付け 滋賀県、救助訓練中の死亡事故
  - 救助係が収受：デスクネッツ、インフォメーションで消防職員に周知  
令和6（2024）年8月6日、消防本部幹部会議で情報共有
- (5) 潜水資機材
  - ア 毎月1回、水難救助資機材点検管理表による消防点検  
潜水資機材一式
  - イ 毎年1回、オーバーホール  
圧力調整器（レギュレーター、オクトパス）、ケージ（水深計、残圧計及びコンパス）  
及び浮力調整具（BCジャケット）

## 6 その他

- (1) 水難救助事案の出場件数
  - 7月 1件 要救助者5人（本署救助隊：2人救出、海上保安庁ヘリ：3人救出）
  - 8月 3件 要救助者なし
  - ※ 活動体制：潜水土士（2人バディ、水中安全監視員1人）、警戒員、陸上安全監視員
- (2) 8月に潜水土士作業従事認定者を2人養成し、8月末日現在で14人から16人体制となる。

以上